

ひまわりからの メッセージ

133号

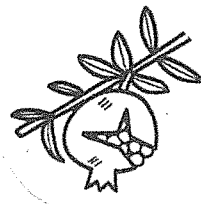
2022.11.14.

NPO ひまわりの花内
西濃圏域
発達障がい支援センター

発行人：中野たみ子

移ろいゆく

季ときの流れの中で



十月の下旬に、老木の桃が花を咲かせました。白くて小さな花でした。桃の木の隣にある石榴は、今年三個の実をつけ、そのうちの一個だけが爆ぜて「食べられるよー」と呼びかけてくれました。もう何十年もの間、敷地の片隅で二、三個の実をつけながら、一度も爆ぜることがなかった石榴だったのに、老木たちは、何を勘違いしたのでしょうか。真夏日の暑さから急に寒くなり、低温の日々が続いた後に、また少し温度が上がったので、桃は春だと感じたのでしょうか。

ところが十一月に入って驚くことが起きました。夜がうっすらと明け初める頃に、ピーピーと疝高い声で鶉が仲間を呼ぶ声が聞こえてくるのです。何と、我が家の柿がお目当てです。例年なら、私が十個程収穫した後、十一月下旬にやってくる鶉たちなのに、今年は早すぎます。空に向かって「まだ

私は一つも食べてないんだから！」と大声で抗議してみましたが、鳥たちも啼きつづけています。仕方なく三個だけ握り取ってみると、何と、もうぶよぶよに熟しています。私よりも鶉の方が、柿の状態をよく知っていたのです。今年の柿は全て鳥たちに譲ることにしたのですが、驚いたことに、わずか三日程で柿はすっかり姿を消していました。

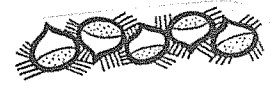
亡き母が挿し芽をしたり、鳥たちが土産物を置いていくくれたりして増えつづけた敷地内は雑然としていて庭と呼べるような状態ではないのですが、樹々たちは季節の移ろいを確かに伝え続けています。鳥の囀りに目覚め、くもの巣をはらいながら郵便受けまで新聞を取りに行き、庭の木草をながめながら戻ってくるという毎朝の習慣は、私の生活の中に、ひとときの安らぎを与えてくれてるように思えます。

日々子どもたちと接していると、新聞を知らない子、切手を知らない子の多さに驚かされます。ゲームやアニメの世界には精通していて、ユーチューバーを志している子ども達にも多く出会います。発達障害支援法が制定され、発達障がい支援センターが設置され、途切れない支援が叫ばれましたが、支援が必要な状況は増え続けています。十年後、二十年後、この国はどうなっているのでしょうか。子ども達の未来は明るいものであつて欲しいと願いつつ、己の無力さを思い知らされる日々でもあります。

LD学会において

障害者差別解消法と

インクルーシブ教育



このところ、私は多くのオンライン講座に囲まれて(?)いて、頭の中で整理が付きませんが、少しずつ皆さんにお伝えできるといいなと思っています。京都でのLD学会、北海道の特別支援教育士の年次大会など学ぶことがたくさんありました。そして昨日と今日は、作業療法士として全国的にご活躍されている木村順先生の講演会にも参加してきました。そういう研修の中でいつも思うことは、学ぶべきことは、本当に多いということ。そしてそれを嫌々でなく楽しんで学べていることに、幸せを感じます。勉強がらみの子ども達も興味のあることには楽しんで参加できるはずですから、その子なりの学ぶ楽しさを見つけてほしいものです。

さて今回は、LD学会の内容について書いてみます。「改正差別解消法のポイント」障害の社会モデルに基づく理解」と題されたシンポジウムでは、崔榮繁(さいいたかのり)平林ルミ、飯野由里子さんが登壇されていました。崔さんは今年八月にスイスのジュネーブで開かれた国連の障害者権利委員会にも出席してこられたとのことでした。

皆さんもご存知の通り、この委員会の審議・決定に基づいて、今回の政府への勧告がなされたのです。内容は障害児教育に関するものと精神科入院に関するものでした。この委員会の勧告に法的な拘束力はないのですが無視することもできないとのことでした。

さて、障害者差別解消法とは何かと言うと、障害によって人は差別されてはならないということです。つまり、この法律によってインクルーシブ教育ということが使われているのです。インクルーシブ教育というのは、障害のある人もそうでない人も、地域の中で差別されることなく生きていける共生社会ということ。その社会の実現のためにインクルーシブ教育があるのだと崔さんは言っておられます。そしてそれは障害の改善や克服が目的ではなく、社会的な障壁を取り除いていくことなのです。

エッ? ちょっと待って下さい。差別ってどんなことを含むの? それは、その人に対し不当な扱いをすること、そこには本人に対する直接差別と、家庭などに対する間接差別も含まれるのです。そして、もう一つ、合理的配慮をしないことも差別と考えるということをお心掛けてほしいと思います。

さて、昔は障害に対して「医療モデル」と言われる考え方をとってきました。つまり、障害を個人のものとして、医師が診断し、その障害を改善し、克服していくと考えてきたわけで

す。昔はと書きましたが、実は今もその名残りはあちこちに見られます。何によってその人の障害を証明するかというと、手帳の保持や医師の診断書というものが必要とされていますよね。

ただ今の考え方は、障害を個人のものと考えず、「社会モデル」という考え方をしています。つまり、障害をもつ人が障害を克服することが目的ではなく、共生社会を実現していくために社会的障壁を無くしていこうというのが大切な点だということなのです。

では、改正差別解消法の中にはどんなことが改正点としてあげられたのでしょうか。崔さんは、次の六つをあげておられました。

- ① 差別の概念心の明確化の拡大
- ② 法の対象範囲を拡大(家族・関係者)
- ③ 民間事業者の合理的配慮
- ④ 障害女性の複合差別
- ⑤ 相談体制の充実
- ⑥ 障害者基本法の改正

確かに、例えば障害者がおられると家族などへの差別が見受けられることもありますし、相談のたらい回しなども現実的にあるわけですから、まだまだ法律として整備されていく必要



はあると思います。

ところで、インクルーシブ教育は、障害児も分け入たてなく一緒に緒の場で教育を受けさせることだと新聞等に取り上げられていますが、本当でしょうか。支援学級や支援学校は全て無くすべきだと思われませんか？ 私は、そうは思いません。発達がゆくりな子もいるし、一度聞いた記憶できなくなって学校の勉強がつかまらないと思う子もいるのです。それぞれの子どもたちの特性や困りや強みを知って、一人ひとりを大切に育ていくことが大事なことであろう。見かけ上、皆が同じ場に居ることだけを強調されたり、それこそ差別だと思ってしまう。

そんなことよりも、皆さんの身の回りで、差別しているという意識ももたずに行われていることがたくさんあるのではないのでしょうか。

「運動会はどうされますかと言われたのですが……」と泣いて来られたお母さんがいらっしゃいました。「あなたのお子さんは来ないで欲しい。」と言われているのだとお母さんは思われたのです。運動会ばかりではありません。発表会や卒園式でも、多くのお母さんから、そういう訴えをよく聞きます。園からみれば、「皆と同じように出来ない姿をさらすようで良くない」と思ったので……。とか、「全く練習にも参加できていないのに、当日で着るはずがないと思ってる……」。とか言われるのですが、皆

「さんは、どう思われますか？」

「運動会はどうぞされますか？」ということには含まれる差別意識を、園側は全くわかっていないのです。参加不参加を親に決めさせようとする事自体、変ではないでしょうか。参加を前提に考えた発言ではないからです。お母さんの気持ちも考えたのです。「当日、お母さんが恥づかしいでしようから……」と、まるで良いことをするかの様な発言の中に、人々の心の中に根強く存在する差別意識があるのです。インクルーシブ教育を、どんなに声高に叫んでみても、表面上の深みのないことばでしかないのだと私は思ってしまうのです。

五十年前、滋賀県の近江学園の園長だった糸賀一雄先生は、「この子らを世の光に……」ということばを残されて講演中に倒れられ、帰らぬ人となりました。福祉が慈善事業と考えられて「障害をもつ子らに世の光を……」という思想が定着していた時代に、この「を」と「に」の違いは、どんなに大きな違いだったことでしょう。

今日、県主催の講演会があり、木村順先生（作業療法士・療育塾・ドリムタイムを中心に様々な研究会を主催しておられる実践者）のお話を聞きました。その中で心に残った数々のことばの中に、「私は障害の害を、ひらがなや別の文

字にはせず、害という字を使うようにしている。何故なら本人が被害を受けているのだから……」という発言がありました。私たちは県委託の事業として「西濃圏域発達障害がい支援センター」を名乗って活動していますが、どんなことばに変えたところで、どんな文字を使ったところで、障害をもつ子ども達や家族に対する直接的な、あるいは間接的な差別は今なおつづいているのです。

「本当に困った子なんです。」「私は一所懸命にやっているのに、A君は……」と言う前に、自分の内心を覗いて見ませんか？「もしかしたら、彼は私の内面の本当の姿を見知っているのではないか……」問題は実は彼にあるのではなく教師として（保育者として）の私にあるのでは……と、自身を客観的に見つめ直していくことが本当の意味でのインクルーシブ教育、ひいてはインクルーシブ社会につながるのではないのでしょうか。年齢を重ねてきたくせに生意気なことを言ってみません。でも、子どもたちが幸せでいて欲しいのです。

お知らせ



- ・十二月のセンター親の会・十二日（月）スイトピアセンター6F
- ・不登校・ひきこもり家族会・十六日（金）ソフトピアセンター
- ・ピアサポートの会・二十二日（木）オンライン参加も可

九時半～十二時

11F 会議室5

ソフトピア9F ミーティングルーム4 十時～